平成２８年

# 第１２回 農地部会（定例会）議案

平成２８年１０月７日

前橋市農業委員会

# 平成２８年　第１２回 農地部会 議 事 録

・開会日時　　平成２８年１０月７日　　午後１時５５分
・閉会日時　　平成２８年１０月７日　　午後３時３２分
・開催場所　　市庁舎７階　農業委員室

・出席委員（１４名）

２番　小泉　俊夫　　３番　坂庭　常男　　５番　信澤　綱四郎　　６番　三森　和也
９番　窪田　桂　　１０番　星野　和幸　　１１番　深町　冨士雄　　１２番　浅井　雅彦
１３番　関根　由彦　　１４番　石倉　忠夫　　１５番　小林　秀明　　１６番　岩﨑　政男
１７番　青木　朱美　　１８番　齊藤　尚展

・欠席委員（５名）

１番　澁澤　聖一　４番　木村　隆一　７番　星野　好孝　８番　江原　弘　１９番　金井　清美

・事務局出席者

事務局長　吉井　一夫　　係長　齋藤　孝朗　　副主幹　高山　幸治
主任　　有本　紀子　　主任　冨澤　和則　　臨時職員　宮田　厚子

・その他の出席者

農業委員会長　　堀越　恒弘
会長職務代理者　関口　喜弘
農林課副主幹　　下田　文雄
農林課主任　　蛭田　美恵子

・付議事件

（１）議案第５７号　　農地法の規定による許可申請の取下げについて（３条）
（２）議案第５８号　　農地法の規定による許可申請の取消しについて（５条）
（３）議案第５９号　　農地法の規定よる許可後の計画変更申請について（５条）
（４）議案第６０号　　農地一時転用許可期限延長願いについて（４条）
（５）議案第６１号　　農地法第３条の規定による許可申請について
（６）議案第６２号　　農地法第４条の規定による許可申請について
（７）議案第６３号　　農地法第５条の規定による許可申請について
（８）議案第６４号　　農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

（１）第７号　　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
（２）第８号　　平成２８年度農業振興地域整備計画の変更計画に係る意見聴取について

・報告事項

（１）第４４号　　農地法第４条の規定による届出書の受理状況について
（２）第４５号　　農地法第５条の規定による届出書の受理状況について
（３）第４６号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況について
（４）第４７号　　現況証明交付状況について
（５）第４８号　　農地法第４条、第５条の規定による意見聴取結果について

吉井局長　全員お揃いになりましたので、これより平成２８年第１２回農地部会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、１番　澁澤　聖一委員、4番　木村　隆一委員、７番　星野　好孝委員、８番　江原　弘委員、１９番　金井　清美委員の５名であります。従いまして在任委員１９名中１４の出席であり、農業委員会等に関する法律第２８条第４項で準用する第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町部会長よりごあいつをお願いいたします。

深町部会長　◇（あいさつ）

吉井局長　続きまして、堀越会長よりごあいさつをお願いいたします。

堀越会長　◇（あいさつ）

吉井局長　会議規則第５条の規定により、深町部会長が議長となり会議を進めることとなりますので、よろしくお願いいたします。

《深町部会長、議長に就任》

議　長　それでは、平成２８年第１２回農地部会を開会いたします。初めに、議事録署名委員を指名いたします。９番　窪田　桂委員、１０番　星野　和幸委員にお願いいたします。

議　長　それでは議事に入ります。議案第５７号農地法の規定により許可申請の取下げ３条申請について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任　◇（議案書、地目、面積、契約内容、取下理由を朗読、説明）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第５７号農地法の規定による許可申請の取下げ３条申請について、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第５８号農地法の規定による許可の取消し５条許可について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書、地目、面積、契約内容、取消理由を朗読、説明）

議　長　なお、整理番号１番については、現地調査を、実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１６番委員（３班班長）　現地案内図５条取消しの１をご覧下さい。申請地は富士見町横室、990㎡の内195㎡。当初計画では建売分譲の通路として計画しましたが、敷地延長で対応できましたので、不要のため取消ししたいとの事です。現地確認し転用が実行されていない事から、調査班としては承認といたしました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第５８号農地法の規定による許可の取消し５条許可について、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第５９号農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、

| | |
|---|---|
| | 整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。 |
| 高山副主幹 | ◇（議案書、変更内容の朗読、説明）<br>書類不備のため保留でお願いします。 |
| 議　長 | 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。<br>◇（意見、質問等なし） |
| 議　長 | ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を保留とすることに賛成の方の挙手を求めます。<br>◇（挙　手） |
| 議　長 | 全員賛成でありますので、議案第５９号農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番を保留とすることに決定いたします。<br>次に、議案第６０号農地法第４条の規定による許可申請一時利用期限の延長について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。 |
| 有本主任 | ◇（議案書、地目、面積、延長期限、申請理由の朗読、説明） |
| 議　長 | 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。<br>◇（意見、質問等なし） |
| 議　長 | ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。<br>◇（挙　手） |
| 議　長 | 全員賛成でありますので、議案第６０号農地法第４条の規定による許可申請一時利用期限の延長について、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。<br>次に、議案第６１号農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番については、議案第５７号により取下げが承認されていますので、整理番号２番から１１番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。 |
| 冨澤主任 | ◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）<br>整理番号２番から１１番は農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 |
| 議　長 | なお、整理番号４番、１１番については、現地・面接調査を、整理番号６番から９番までは、面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。 |
| １６番委員<br>（３班班長） | 現地案内図３条の４をご覧下さい。面接には本人が来られました。譲受人は会社役員兼、農業を行っています。申請地を賃貸借し、営農型太陽光発電を行い、その下でみょうがを作付けしたいとの事です。譲受人は平成２７年４月、６月に４条で２筆1,643㎡転用して、太陽光発電を行っています。この案件との整合性について話を聞いたところ目先の欲で行ってしまったとの事です。会社は後継者も育ちこれからは時間が出来、父から譲り受けた土地もあり農業を行いたいとの事でした。今後の作付け計画も出来ていることから、調査班としては許可相当といたしました。なお、毎年の状況報告、近隣の同一作物の８割以上が必要なことなどの指導を行いました。<br>現地案内図３条の６をご覧下さい。面接には本人が来られました。申請人は現在高崎のＡ園芸で２８年６月から研修中です。研修先では、ナス、チンゲン菜を行っています。農地取得後は、ナス２０ａ、ブロッコリー４０ａを妻と２人で作付け予定。トラクター、軽トラックも今後自己資金で購入予定との事です。調査班としては、本人の意欲を認め許可相当といたしました。<br>現地案内図３条の７、８、９をご覧下さい。面接には本人と行政書士が来られました。譲受人は、リフォーム業兼農業です。本件の農地は５～６年前から申請人が耕作 |

し根菜類を中心に作付けしています。今後は正式に農地を借り受け、行者ニンニクを作りたいとの事です。現在、長野県、新潟県で勉強をしています。行者ニンニクは播種から３年で定植して、５年目から収穫が出来るとのことです。申請人は６９歳ですが、農業を主に行いリフォーム業を減らしていきたいとの事です。就農の意欲も十分見られ調査班としては許可相当といたしました。

現地案内図３条の１１をご覧下さい。面接には法人の代表が来られました。申請地と外３筆の合計11,099㎡。申請法人は現在肉用牛の生産を行い、年間１億円以上の売上があります。野菜も140万円から150万円程の売上があり、今後農地を借り受け、茄子、大根等の生産を行いたい。販売予定先は道の駅、市場です。本案件は耕作を行っていない農地２筆2,755㎡があります。現地調査を行い、深い沢の最下部に位置しており、やむを得ないと判断、今後是正が見込まれるものとして許可相当といたしました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号２番から１１番までを許可とすることに賛成の方の挙手をもめます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案番号６１号農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号２番から１１番までを、許可とすることに決定いたします。

次に、議案第６２号農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から１３番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

有本主任　◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）

整理番１番から１３番は農地法第４条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　なお、整理番号１１番から１３番については、現地・面接調査を、実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１６番委員（３班班長）　現地案内図４条の１１、１２をご覧下さい。申請地は市立二之宮小学校から西へ約600ｍに位置し、周囲を農地と農業用施設に囲まれた農用地区域内です。面接には、代理人と本人が来られました。現在牧場経営を行って子牛生産販売、一部は肥育牛生産を行っています。息子２人も後継者として育っており、牛の繁殖を行いたい。申請地には牛舎199㎡、その周囲に採草放牧地1,759㎡を作り、最初は１頭から１０頭程にして利益が上がるか試験的に行いたいとの事でした。調査班としては、現在の経営状況、実行性もあると見まして、許可相当としました。なお、本案件南側にある堆肥舎について糞の流出等が見られ、是正を行う様に口頭にて指導いたしました。

現地案内図４条の１３をご覧下さい。申請地は市立笂井小学校から北西へ約500ｍに位置し、周囲は、宅地及び農地に囲まれた農用地区域内の第１種農地です。面接には、本人と行政書士来られました。農地は農地として使い、営農を続けながら太陽光発電を行いたいとの事です。施設については４９．５ＫＷのパネル２４０枚、売電単価３６円で、年間２００万円程を見込んでいます。下部利用でジャガイモ、玉ネギの生産を行いとの事です。反射光の対応としては、角度８．５°にして周囲には問題にはならないとの事です。本議案は前回保留になりましたが、今回パネルの位置を南側に寄せる等により北側農地に支障なしとしましたので、調査班としては許可相当と判断いたしました。なお、毎年の状況報告、農地法違反に当たる場合の罰則のあることも説明いたしました。

議　長　　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

２番委員　　議案書５番、６番、８番、売電単価わかりますか。

齊藤係長　　売電単価は、申請書には記入されず面接時確認いたします。５番、６番、８番は面接を実施しておりませんので把握していません。

議　長　　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から１３番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第６２号農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から１３番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第６３号農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号１番から５３番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　　◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由の朗読、説明）

整理番号1番、既存が違反転用のため８月の部会で保留になっている案件です。調査班により現地調査を実施しております。整理番号４８番、書類不備のため保留。整理番号４９番、開発未了のため保留。なお、整理番号１番から４７番、５０番から５３番は農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　　なお、整理番号１番については現地調査を、整理番号３７番、３８番、４６番、47番、５３番については、現地・面接調査を、実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１６番委員（３班班長）　　現地案内図５条の１をご覧下さい。本案件は８月、９月の部会で保留になったものです。現地調査を行い、少しずつではあるが違反転用地を農地に復元する努力が見られ、石仏、石、資材等に関しては１２月末日迄に、植木等については来年３月末日迄に原状回復する誓約書も添付されていることから、調査班としては許可相当といたしました。

現地案内図５条の３７をご覧下さい。申請地はぐんまフラワーパークから北へ約600m、周囲は、東側は山林、西側は農業用施設、南側は農地、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。面接には会社関係者と代理人が来られました。現地は山中の沢状態の所で、農業を行うには非常に困難な農地であると考えられます。進入道路は西側にありますが狭小のため、北側・現在、申請法人が太陽光発電工事中の所から入るしか方法がない状態です。その道路の土砂の搬入で、道路破損が見られるが工事終了後に補修予定との事です。土砂等の埋立てに市条例がある事、又東側水路への土砂等の流出防止策、中央水路はそのままで行うこと等が確認できたため調査班としては、許可相当と判断いたしました。

現地案内図５条の３８をご覧下さい。申請地は市立滝窪小学校から東へ約200mに位置し、周囲は、北側は宅地、東側・南側・西側は宅地と農地、小集団農地の辺縁部の第２種農地です。面接には、申請法人の担当者が来られました。申請法人は再生可能なエネルギー供給事業を行っており、自然エネルギーを活用した電力供給を行いとの事です。会社の概要は元々はアルミ等の建具等を製造販売しており、従業員数７０名、年間２２億円の売上があります。面積が広く、南傾斜のため雨水処理が心配ですが自然浸透で、パネルの下にクローバーを播種し、雨水の流出を抑えるとの事です。西側、東側水路への放流も予定しています。素掘り貯水槽も設置予定です。周囲にはフェンス1.5mを設置、近所への反射光の心配はないと思われることから、調査班としては許可相当といたしました。

現地案内図５条の４６、４７をご覧下さい。申請地は群馬医療福祉大学から東へ約100mに位置し、周囲は、市街化区域に隣接し、都市計画道路と住宅に囲まれた小集団農地の辺縁部にある、第２種農地です。面接には２社の担当５名が来られました。申請法人は２

社の名前で申請され、一方は不動産業、もう一方は本社が茨城にある家電を中心に販売する小売業です。小売業者の売上は年間6,600億円、日本を代表する会社です。店舗の完成、営業から従業員３０～４０名、パート１５～２０名の雇用が見込め、前橋近隣の市町村にも活性化につながると思えます。なお、この申請地は文化財掘削が行われており１０月１５日迄には、土地の埋め戻しも終了予定との事です。駐車場の周囲には低木を植え周辺の配慮も見られることから調査班としては許可相当といたしました。

現地案内図５条の５３をご覧下さい。本案件につきましては、本日農地法第３条の４で可決されました案件と地続きとなっています。片方の案件を許可相当とした事から、調査班としては本案件も許可相当といたしました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

２番委員　整理番号５３番の申請理由に農業が出来ないためとあり、営農型太陽光下部での営農計画にみょうが栽培とありますが。

１６番委員　農業が出来ないのは貸し人（賃貸借）です。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。

１０番委員　整理番号５３番、営農型で、周りをフェンスで囲うとありますが、今まではフェンスがないほうが作業、耕作によいと制限していましたが。

齊藤係長　通常ですと、農作業に支障にならない様に周りにフェンスをしないと、面接時に確認致します。今回の案件につきましては、いたずらをされない様にフェンスをしたい、中でみょうがを作りますので最初は農機をいれますが、その後小さな工具を使いますので効率が良いとのことでした、設置の制限はありません。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号４８番、４９番を保留とし、整理番号１番から４７番、整理番号５０番から５３番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第６３号農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号４８番、４９番を保留とし、整理番号１番から４７番、整理番号５０番から５３番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える、許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第６４号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の変更決定について、前橋市長から依頼がありましたので、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

蛭田主任　◇（議案書、土地の現状、利用目的、地目、面積を朗読）

議　長　以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１６番委員　（所有権を受ける法人の規模を確認）

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第６４号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第６４号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定といたします。

次に、協議第７号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　相続税納税猶予の特例の適用を受けたのち、農業経営を２０年間継続したとして、本年度中に当該猶予税額の免除が見込まれる事案について、前橋税務署長から「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」照会がありました。

つきましては、今回の調査対象者２名の特例農地の状況について、地区の農業委員さんとともに現地確認した利用状況を報告いたしますので、報告のとおり税務署へ回答してよろしいか、協議をお願いいたします。

今回の案件は地区担当の農業委員さんが農地部会に所属されていない案件でございますので、事務局から報告させていただきます。

整理番号１番については、９月１３日に岡委員さんと現地確認を実施し、全９筆が農地として、利用されていることを確認いたしました。

議　長　整理番号１番については、事務局からの報告は終わりましたので、引き続き地元委員から報告をお願いします。整理番号２番について石倉忠夫委員から報告をおねがいします。

地元委員　整理番号２番については、９月１２日に事務局と現地確認を実施し、全４筆の内３筆が農地として利用されていました、１筆については農地の他、農業用物置・農機具格納庫として利用されていました。

議　長　以上で事務局の説明、および地元委員からの報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　意見もないようですので採決したいと思います。協議第７号について、報告のあったとおりの内容で、確認書を税務署に提出することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、協議第７号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、ただいまの報告内容による確認書を税務署に提出することに決定いたします。

次に協議第８号平成２８年度農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について、前橋市長から依頼がありましたので、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

下田副主幹　◇（説明：農林課　農業政策係）

議　長　以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

６番委員　最近太陽光も多いと思いますが、最近の計画変更の特徴は何かありますか。

下田副主幹　太陽光につきましては同じ様な件数で推移しています、今回、太陽光・資材置場・露天駐車場で約１００件、宅地拡張約２０件、農家住宅・専用住宅で約１１０件、特徴は無く例年通りです。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議第８号について、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、協議第８号平成２８年度農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取については、原案を承認といたします。

次に、３３ページ以降の報告事項でありますが、報告事項第４４号から第４８号までとなっております。

第４４号から第４７号の報告内容は、

| | |
|---|---|
| ○法第４条の届出書の受理状況 | ９件 |
| ○法第５条の届出書の受理状況 | ３１件 |
| ○法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況 | ５５件 |

○現況証明交付状況　　２件

報告事項第４８号は、９月部会において許可とした法第４条・５条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、農地部会を閉会といたします。

（部会閉会　午後３時３２分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成２８年１０月７日

議　長

署名人

署名人